

広島県私立学校寄宿舎光熱費負担軽減事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）が光熱費の高騰に伴い負担する光熱費の価格上昇分を補助するため、予算の範囲内において広島県私立学校寄宿舎光熱費負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）第25条の規定により、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 光熱費

寄宿舎において使用する電気、ガス、重油・灯油に係る料金とする。なお、補助対象経費は電気、ガス、重油・灯油それぞれで算出することとする。

(2) 対象校

学校法人が設置する私立小学校、中学校、高等学校とする。ただし、令和5年度において、広島県私立学校振興費補助金交付要綱に規定する経常費補助金又は通信制高等学校経常費補助金の交付決定がなされている学校に限る。

(3) 価格上昇前光熱費

学校法人が負担し、かつ、学校法人会計基準（昭和46年号外文部省令第18号。以下「基準」という。）第1条に規定する財務計算に関する書類の記載において同基準第13条第1項第2号に定める部門として計上する光熱費（学校法人又は対象校が需給契約を締結するものに限る。）であって、その支払日が令和3年4月1日から令和3年12月31日の間に属するものとする。

(4) 価格上昇前使用量

前項の光熱費の算定基礎となる使用量とする。ただし、重油・灯油について、使用の前に購入する場合は購入量とする。

(5) 価格上昇後光熱費

学校法人が負担し、かつ、基準第1条に規定する財務計算に関する書類の記載において同基準第13条第1項第2号に定める部門として計上する光熱費（学校法人又は当該学校法人が設置する学校が需給契約を締結するものに限る。）であって、その支払日が令和5年4月1日から令和5年12月31日の間に属するものとする。

(6) 価格上昇後使用量

前項の光熱費の算定基礎となる使用量とする。ただし、重油・灯油について、使用の前に購入する場合は購入量とする。

(補助事業者等)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、光熱費の値上げ相当額を負担している対象校の設置者とする。ただし、増額改定後の光熱費を保護者等から既に徴収している場合でも、光熱費の値上げ相当額の全額を保護者等に返還するなどにより、対象校の設置者が負担する場合を含むこととする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象校に係る光熱費の契約ごとに次により算定した額を合算した額（千円未満切り捨て。）とする。

価格上昇後光熱費の合計を価格上昇後使用量の合計で除して得た額から、価格上昇前光熱費の合計額を価格上昇前使用量の合計で除して得た額を減じた額に、価格上昇後使用量の合計を乗じて得た額（1円未満切り捨て。）とする。ただし、国、県又は市町の事業により補助又は補填される経費を除く。

(交付申請等)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、別記に定めるとおり様式第1号又は様式第2号に必要な書類を添えて、知事が別に指定する日までに提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと認めたものについて、交付の決定及び交付する補助金の額の確定をし、これを通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 知事は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (3) その他知事が不相当と認めるとき

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第8条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業等の完了の日の属する年度の末日から5年を経過した日までとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月11日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

附則

この要綱は、令和5年10月13日から施行し、施行日以降に交付申請及び実績報告する令和5年度の補助金に適用する。

別記

第5条による交付申請及び実績報告は、次表の交付申請及び実績報告する内容欄に掲げる内容に応じて、同表右欄に掲げる様式により行うこととする。

交付申請及び実績報告する内容	様式
支払日が令和5年4月1日から令和5年9月30日の間に属する寄宿舍光熱費について交付申請及び実績報告するとき	様式第1号
支払日が令和5年10月1日から令和5年12月31日の間に属する寄宿舍光熱費について交付申請及び実績報告するとき	様式第2号